

## **(4) 育児心理科**

### **概要、特色**

#### **(a) 子どもの心理状態や精神発達に関する問題に関する評価・支援**

当科では、親が育てにくさを感じる子どもや、心理的な問題を生じている子どもについて、まず、子どもの精神発達や心理状態の評価を行っている。親が育てにくさを感じる時、子どもの精神発達や心理状態に何らかの問題が生じていることも少なくはない。また、身体的疾患や遺伝性疾患などにより、子どもの精神発達に遅れや偏りがある場合もあり、多角的な判断が必要である。さらに、心的外傷を負う子どもの評価・治療を行うことができる。これらの評価の後には、親へのガイダンス、子ども自身への治療的介入、発達心理科や思春期心理科との連携により、養育の援助や治療の幅を広げている。

#### **(b) 親の育児不安や産後の精神障害に対する治療・支援**

親の育児への不安は、上記に示したような子どもの何らかの問題がある場合はもとより、たとえ健康な子どもの子育てにおいても、親自身のライフサイクル上の要因や、家族関係、親の性格傾向、もともとの神経症などさまざまな問題が絡み合っ生じる。当科では、これらについて幅広い視点から判断し、現実的な支援を行っている。さらに、親自身が、子どもをもうけた後にうつ病や躁状態あるいは精神病反応を呈する場合があります、子育てへの影響が大きい場合には、この点についての治療や社会的支援の相談も行っている。この場合、周産期診療部を代表とする他の診療各科やケースワーカーとの連携を適宜行っている。

#### **(c) 子どもの不適切な養育に関する評価・判断・心理社会的支援**

虐待を含む不適切な養育への対応については、当院では「事故防止プログラム」を立ち上げ、随時実行されている。身体的治療を求めて受診する症例においても、時に親の子どもへの接し方、受傷機転と外傷の整合性、子ども自身の精神的な状態に問題がある場合がみられるので、その都度評価を行っている。また、当科外来を受診する親の中にも、育児不安を超えて虐待に至っている場合も少なくなく、適宜評価・介入している。これらの対応には、迅速な判断と機を見た実行力を要し、院内各科、ケースワーカーとの連携が重要であり、しばしば関係各機関との協議を行っている。